

塾総合保険

賠償責任保険普通保険約款＋塾特別約款



日新火災

学習塾にかかわる法律上の損害賠償責任などを総合的にカバーする保険

'20年7月改定



この保険は…

学習塾にかかわる法律上の損害賠償責任などを総合的にカバーする保険です

1 保険の説明

塾総合保険は、学習、書道、外国語、ピアノ、絵画等を指導する塾、おけいこ教室にかかわる法律上の損害賠償責任や塾生徒の傷害危険等を補償する保険です。

(1) 塾の賠償責任

塾（被保険者）が所有、使用または管理する施設の欠陥や授業等業務の遂行によって他人（塾生徒を含みます。）を死傷させたり、他人の財物を損壊させた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2) 塾生徒（法定の監督義務者）の賠償責任

塾生徒が塾の管理下にあるとき、他人（他の塾生徒を含みます。）を死傷させたり、他人の財物を損壊させた場合に、補償の対象となる生徒およびその生徒の法定の監督義務者（これらの方を被保険者とといいます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 塾生徒の傷害補償

次の事故で身体に傷害を被った場合に、その傷害の程度に応じ、塾生徒（被保険者）に保険金をお支払いします。

- A. 塾の管理下にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故
- B. 塾との往復途上にある間に生じた急激かつ偶然な外来の事故

【ご契約の対象】

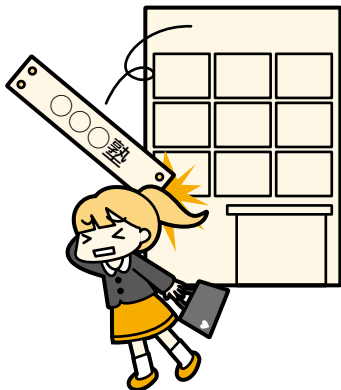
本保険にご加入できるのは、主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノまたは絵画などを指導する塾やお稽古教室等の塾になります。

下記の塾はこの保険の対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 野球、水泳、スキーまたはテニスなどのスポーツを指導するもの
- (2) 小学校就学に達するまでの乳幼児を対象とするもの
- (3) 主たる指導方法が通信教育によるもの
- (4) 学校教育法上の学校、専修学校もしくは各種学校、または職業能力開発校

※塾総合保険は、賠償責任保険普通保険約款に、塾特別約款、塾生徒特別約款および傷害補償特約を組み合わせたものです。
なお、塾特別約款は、必ずセットしてご契約いただきますが、塾生徒特別約款、および塾生徒特別約款にセットする傷害補償特約は、セットしないこともできます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

2 保険金をお支払いする主な場合



(1) 塾の賠償責任

塾の看板が取付不十分であったため、その看板が落下して塾生徒にけがをさせてしまった。



(2) 塾生徒（法定の監督義務者）の賠償責任

生徒同士がふざけた結果、他の生徒が階段から落下しけがをした。



(3) 塾生徒の傷害補償

廊下を走ったため、転倒しケガをした。

3 保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- 戦争、内乱、これらに類似の事変または暴動

(1) 塾の賠償責任

- 塾の生徒の能力または技術が向上しないことによる賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気、水の漏出、^{いつ}溢出
- 自動車、昇降機、航空機の所有、使用または管理に起因する事故

(2) 塾生徒（法定の監督義務者）の賠償責任

- 被保険者の心神喪失に起因する事故
- 被保険者による、または被保険者の指図による暴行もしくは殴打に起因する事故
- 自動車、航空機の所有、使用または管理に起因する事故

(3) 塾生徒の傷害補償

- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失



4 お支払いする保険金

(1) 塾の賠償責任および(2) 塾生徒（法定の監督義務者）の賠償責任

日本国内において保険期間中に賠償事故が発生した場合に、保険金のお支払いの対象となります。

① 損害賠償金 ^{※1}	● 治療費、入院費等の身体に関する賠償金、修理費用等の財物に関する賠償金
② 損害発生拡大防止費用	● 事故再現実験費用、現場保存費用等の原因究明費用 ● 損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の労働力費用 ● 事故対応費用 ● 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出したその他の必要または有益な費用
③ 権利の保全行使手続費用	● 権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
④ 応急手当等の緊急措置費用	● 応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用
⑤ 争訟費用	● 訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用
⑥ 保険会社への協力費用	● 弊社の求めに応じ、協力するために要した費用

下記計算式に基づき、保険金をお支払いします。

① 損害賠償金^{※2} - 自己負担額

+

事故解決のために支出した
②から⑥までの費用^{※3}

=

お支払いする保険金

支払限度額が限度となります。

- ※1 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額（財物損壊の場合、時価が基準となります。）、過失割合等によって決定されます。
- ※2 弊社の承認を得ず示談金や賠償金について承認したりお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ※3 損害賠償金が自己負担額を下回る場合であっても、事故解決のために支出した費用は全額をお支払いします。また、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、⑤の費用は支払限度額の損害賠償金に対する割合に応じて、お支払いします。

(3) 塾生徒の傷害補償

① 死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合は、保険金額の全額 ※既に支払われている後遺障害保険金がある場合には、保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。
② 後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて保険金額の所定の割合（4%～100%）の額
③ 入院保険金	ケガで入院した場合は、入院1日につき保険証券記載の入院保険金日額（事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。）
④ 通院保険金	ケガで通院した場合（往診を含みます。）は、通院1日につき保険証券記載の通院保険金日額（事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度） ※③④は通算して事故（ケガ）の日からその日を含めて180日が限度となります。

5

セットできる特約

お客さまのご希望により、次の特約をセットすることができます。この場合、割増保険料が必要です。

特約名	概要
漏水補償特約（塾用）	給排水管等からの漏水などによる財物の損壊に起因する事故による賠償損害を補償します。ご契約時に設定いただく支払限度額を限度にお支払いします。

用語の解説

支払限度額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
自己負担額 (免責金額)	支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいい、被保険者の自己負担となります。
時 価	同等なものを新たに購入するのに必要な額から、使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。
塾の管理下	塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）、塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間をいいます。
塾との 往復途上	自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間および塾の管理下を離れて帰宅するまでの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。
損 壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
被 保 険 者	保険の補償を受けられる方をいいます。

ご注意ください

(1) 告知義務および通知義務等について

■ご契約締結時における注意事項（告知義務）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★印または☆印で示した事項）について、弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項

- ①保険の対象となる塾の生徒数
- ②この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無 等

■ご契約締結後における注意事項（通知義務等）

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後に、次の事項（通知事項）に変更が生じた場合について、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、あらかじめご通知^(※)ください。あらかじめご通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、保険証券記載の住所または通知先に変更がある場合に、通知しなかった場合には、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ずご通知ください。

主な告知事項

- 保険の対象となる塾の所在地 等

※塾生徒の賠償責任または塾生徒の傷害補償を対象とする場合には、遅滞なくご通知ください。

(2) 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

■事故の通知について

1.この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名
- ②事故発生日時、事故場所
- ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

●サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474** 【受付時間：24時間・365日】

2.この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合、事故の処理につきご相談ください。弊社からの助言にもとづき、お客さま自身が、被害者の方との示談交渉をすすめていただくこととなります。またあらかじめ弊社の承認を得ず示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行することができます。

■保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書
- ②被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

■保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

その他ご契約にあたりご注意いただきたいこと

※このパンフレットは、塾総合保険のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。
- 弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL 03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 *携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

- 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。